

平成18年度 国土交通省PFIセミナー

さいたま新都心合同庁舎1号館

「PFIの動向・課題」

平成18年10月27日

特定非営利活動法人 日本PFI協会
理事長 植田 和男

内 容

- I. 実施方針公表件数の推移
- II. 「民間事業者との対話の在り方」について
- III. 運営再入札型PFI
- IV. 合併特例債とPFI
- V. 民間事業者の発案

I. 実施方針公表件数の推移

1. 公表件数の推移

(日本PFI協会ベース)

年度	11	12	13	14	15	16	17	18 (4/1~10/10)	合計
件数	2	14	31	51	47	52	47	24	268

2. 平成18年度(4/1~10/10)分野別

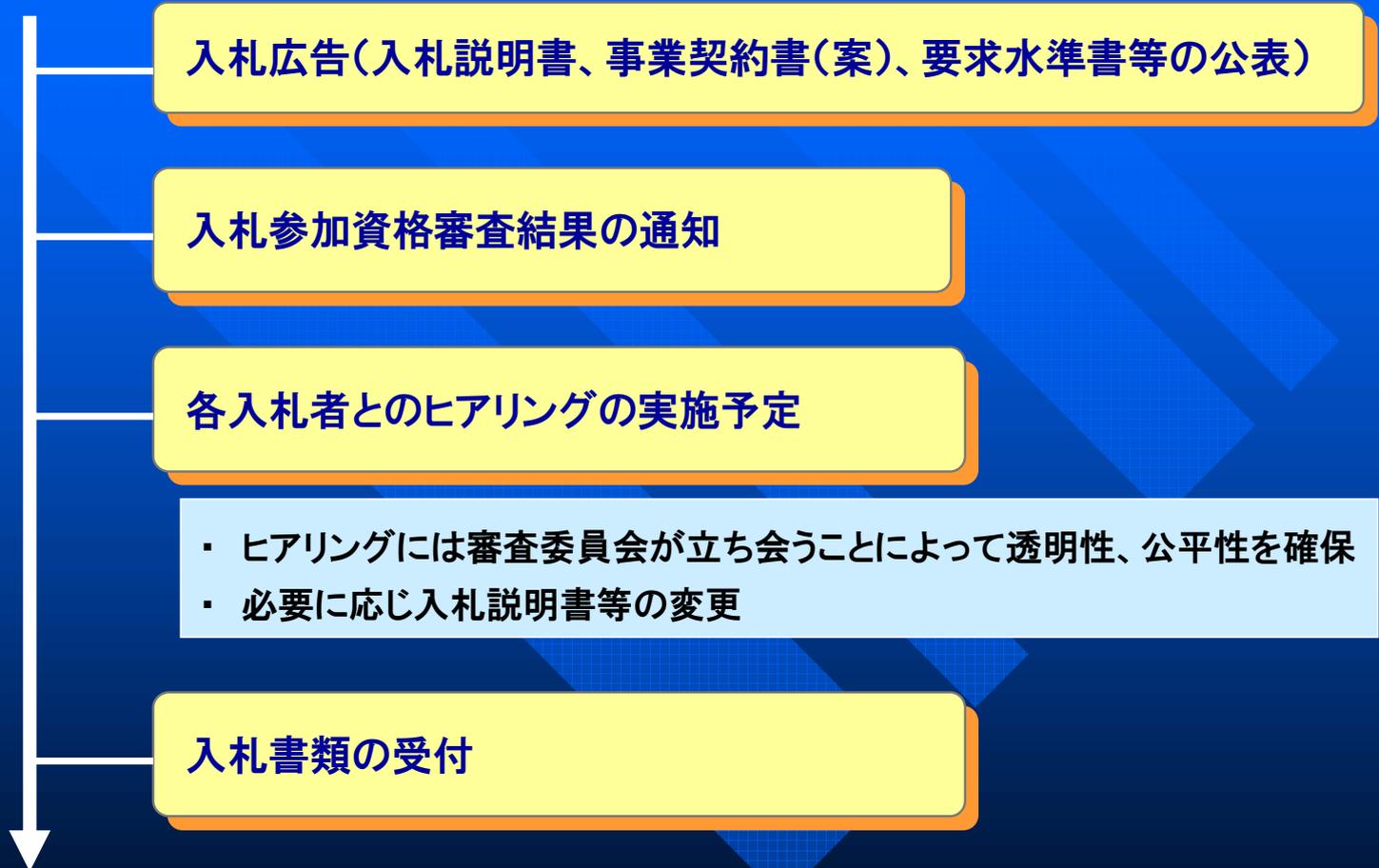
国等	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空交通管制部管理等建替 1 ・ 社会復帰促進センター 2 	合計 3
地方自治体	21件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育／文化関連 3 ・ 複合公共施設 4 ・ 港湾施設 1 ・ 病院 3 ・ 浄化槽等 3 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理施設 1 ・ 義務教育施設 2 ・ 観光施設 1 ・ 公営住宅／宿舎 3 ・ その他(温泉利用) 1
			合計 21

Ⅱ. 「民間事業者との対話の在り方」について

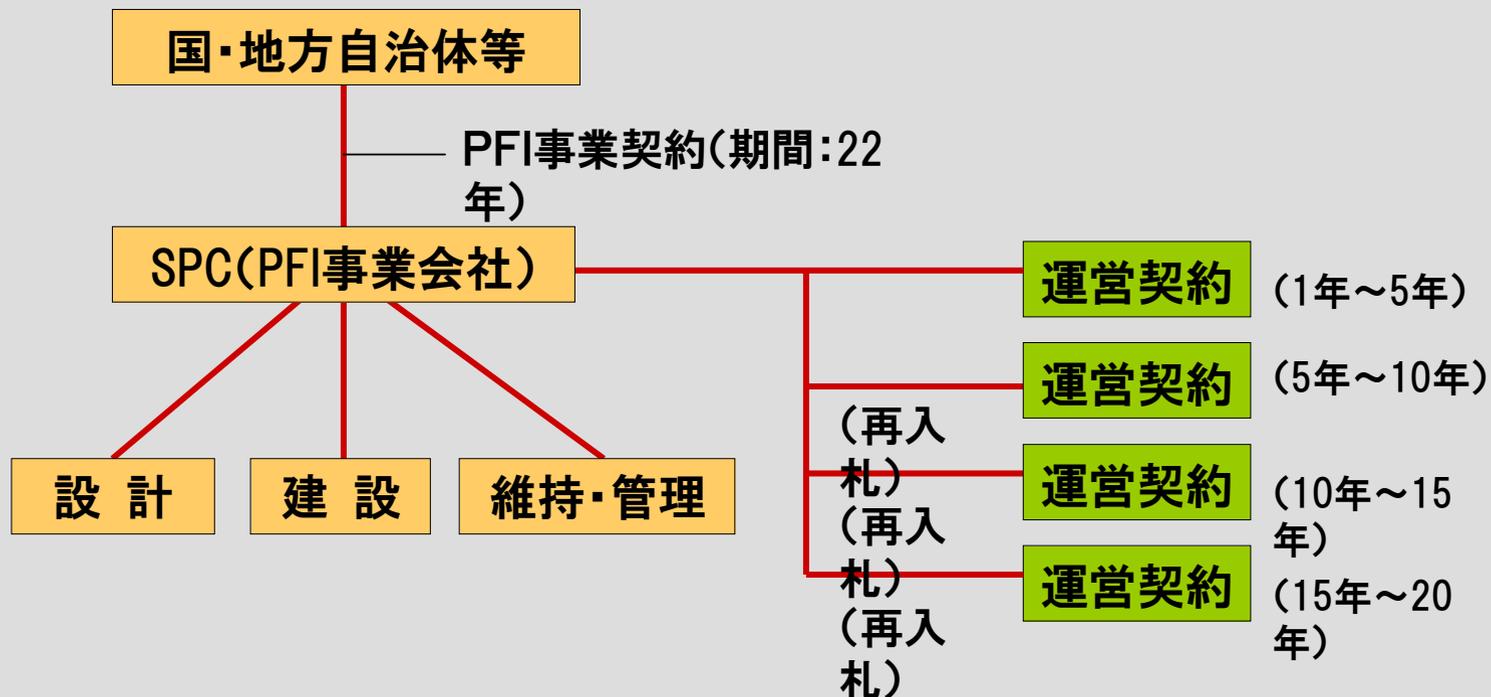
1. PFI法(平成17年8月15日 改正)附則 検討(第三条)

「政府は、公共施設等に係る入札制度の改善の検討を踏まえつつ、民間事業者から質問又は提案を受けること等の特定選定(特定事業を実施する民間事業者の選定をいう。以下この条において同じ。)における民間事業者との対話の在り方、段階的な事業者選定の在り方、特定選定の手続における透明性及び公平性の確保その他の特定選定の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

2. 民間事業者との対話の在り方



Ⅲ. 運営再入札型PFI



- ・ 行政側のメリット：サービスの内容等の変更に対応しやすい
- ・ 民間側のメリット：運営リスク等の軽減

IV. 合併特例債とPFI

1. 前提条件

- ・ 市町村建設計画に基づく特に必要な事業であること
- ・ 国庫補助事業であること

国庫補助事業の場合(PFI対象事業)



*1 合併特例債最大額=(全体事業費-補助金)×95%

2. 運営上の仮題

- ・ 単独事業、一般事業の場合、PFIの対象事業とはならない
- ・ 指定管理者制度では、長期契約が不可能(運営PFI ?)

V. 民間事業者の発案

1. PFI法におけるPFI事業

- ① 民間事業者の発案
- ② 公共施設等の管理者の発案

2. 関連制度等

- ① PFI法
- ② 基本方針(民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針 — 平成12年3月13日
総理府 告示第11号)
 - 民間事業者の発案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的事項
- ③ PFI事業実施プロセスに関するガイドライン
(平成13年1月22日)

3. 基本方針「4. 民間事業者の発案に対する措置」

国等は、PFI事業の推進にとって有益な民間事業者からの活発な発案を促すため、民間事業者からの発案に関し、次の点に留意して対応するものとする。

- (1) 公共施設等の管理者は、民間事業者の発案に係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整える等、適切な対応をとるために必要な措置を積極的に講ずること。
- (2) 民間事業者からの発案に対してこれを実施に移すことが適当であると認めるときは、実施方針の策定等について、公共施設等の管理者が発案したPFI事業の場合と同じ手続きを行うこととする。

- (3) 民間事業者の発案による事業案について相当の期間内に実施方針の策定までに至らなかった場合には、その判断の結果及び理由を発案者に速やかに通知すること。さらに、これらの事業案の概要、公共施設等の管理者等の判断の結果及び理由の概要につき、当該事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意の上、適切な時期に適宜公表すること。

4. 民間事業者の発案の事例

- ① 北海道3町村に対する斎場PFI事業の発案
(2006年4月6日 受付)
- ② 岩手県A町に対する給食センター(PFI事業の発案)
(2006年10月16日 受付)
- ③ 中部圏B組合に対する複合施設PFI事業の発案
(2006年10月16日 受付)

ご清聴ありがとうございました。



URL [http:// www. pfikyokai.or.jp](http://www.pfikyokai.or.jp)